

第7 健康福祉事業



1 地域福祉ネットワーク推進事業

(1) ボランティア・障害者団体支援事業

ア 目的

健康や福祉に関するボランティア団体や障害者団体に活動の場を提供し、情報や資源の提供などを併せて行い、ボランティア団体や障害者団体の活動がさらに推進されるように支援することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

厚生労働省社会援護局長通知「福祉活動への参加の推進について」

ウ 対応者

社会福祉士、事務職員

エ 内容

福祉部門に登録している団体に対して、活動の場の提供を行うとともに情報提供を行っている。また、年2回の登録団体連絡会議で、健康福祉センターの利用についての意見交換や団体間の情報交換の機会を提供している。

さらに、健康福祉センターまつりや各種障害者スポーツ事業等で参加・協力をいただくなど、センター事業における交流の機会も提供している。

オ 実績

単位：団体

区分 年度	ボランティア団体	障害者団体	合計
21	23	19	42
22	23	17	40

カ 事業の経過

センター福祉部門内に設置されているボランティア活動室、障害者団体活動室、聴覚障害者通信室、録音室、点訳室の各部屋は、登録団体の活動の場として積極的に活用されています。22年度は活動を休止している団体が登録を行わず、前年に対し2団体の減になっています。

キ まとめ

現在、ボランティア活動室と市公式ホームページで、登録団体に関する活動内容の紹介を掲示・掲載しており、年間30件程度の問い合わせがあります。ボランティア活動に参加を希望する方や、ボランティアを必要とされている方への情報提供、障害のある方の社会参加を促進する場の提供を今後も推進していきます。

(2) 広域組織連携事業

ア 目的

狭山市・入間市地域精神保健福祉推進協議会の活動を通じ、広域的連携による精神保健福祉関連事業を実施し、地域ぐるみで精神障害についての正しい知識の

普及啓発等を図り、同時に精神障害者の自立と社会参加を推進することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

入間市、狭山市内の精神科病院、社会福祉協議会、精神障害者に係る社会福祉法人、市役所及び狭山保健所の職員

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士、事務職員

オ 内容

総会・・・・・・・・・・事業報告、収支決算及び監査報告、事業計画、収支予算について審議決定する

運営委員会・・・・・・・・総会の開催、各事業の進捗状況の確認、予算の執行状況の確認を行う

担当者連絡会・・・・・・・・地域の精神保健福祉関係者を対象とした研修、情報交換等を行う

メンタルヘルス講演会・・精神障害についての正しい知識の普及啓発等を図るため精神保健福祉に関連する講演会を実施する(別掲メンタルヘルス講演会参照)

カ 実績

単位：人

項目	第1回	第2回	第3回
総会	5/19 委員 9		
運営委員会	4/27 運営委員 12	10/6 運営委員 15	3/18 中止
担当者連絡会	7/1 参加者 36	2/25 参加者 32	
メンタルヘルス講演会	11/13 参加者 90 (別掲メンタルヘルス講演会参照)		

キ 事業の経過

平成12年度に狭山保健所管内の入間市及び狭山市内の精神科病院、社会福祉協議会、精神障害者に係る社会福祉法人、市役所の職員を委員として狭山保健所管内精神保健福祉推進協議会が発足しました。平成18年4月1日から会の名称を狭山市・入間市地域精神保健福祉推進協議会に改め活動を継続しています。

ク まとめ

複数の市の地域の関係機関・事業者等をメンバーとして構成された組織が、協働で地域での精神障害についての正しい知識の普及啓発を図る等の各種事業を

展開している事例は、県内でも他に例を見ません。今後においても地域ぐるみの活動の継続を図っていく必要があります。

(3) 健康福祉センターまつり開催事業

ア 目的

市民、関係団体、行政の協働によるイベントを企画・実施することにより、市民の主体的な健康づくりの推進及び福祉コミュニティの創造を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

なし

ウ 対象

市民、関係団体等

エ 対応者

健康福祉センターまつり実行委員会

オ 内容

平成22年度では、①健康 ②子育て・子育ち ③福祉 ④ふれあい広場 ⑤模擬店・出店 ⑥活動紹介・PR ⑦講演会・作品展 の7つのテーマに分かれ、市民、関係団体、行政が協働しながら催し物を企画し実施した。

カ 実績

単位：人

年度 \ 区分	来場者数	参加団体数(団体)	実行委員数
21	5,500	51	61
22	3,500	48	58

キ 事業の経過

保健・医療・福祉的機能の一体的な推進を図り、市民自らが主体的に取り組む健康づくりと地域福祉の向上を支援推進する拠点施設として健康福祉センターを開設した平成15年度から毎年3月に実施しています。

ク まとめ

健康福祉センターまつりの主催は、保健・医療・福祉の各分野に関係する団体、公募による市民及び市職員により構成する健康福祉センターまつり実行委員会であり、市民、関係団体、行政の協働による元気な人間の健康福祉を進めるまちづくりイベントとして定着してきています。

22年度は東日本大震災直後で、野外ステージの中止など、規模を縮小しての開催となりました。

2 障害者の文化及びスポーツ事業

(1) 元気な入間「障害者スポーツ大会」

ア 目的

障害者がスポーツを通じて健康を増進するとともに、多くの市民の参加・協力により、障害のある人もない人も障害への理解を深め、障害者の社会参加と元気な入間を推進することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

障害者自立支援法第77条（市町村の地域生活支援事業）

ウ 対象

健康状態が良好な市内在住、在勤又は市内施設に通所している中学生以上の障害者

エ 対応者

元気な入間「障害者スポーツ大会」実行委員会

オ 内容

市内の福祉施設等でチームを編制し、チーム対抗競技を市民体育館内で行っている。競技内容はレクリエーション性を重視した種目になっており、障害の種別を問わず楽しんでいただけるよう配慮している。

カ 実績

単位：人

区分 年度	選手（障害者・保護者・施設職員含む）	協力者（ボランティア・実行委員、職員）	来賓	その他	合計
21	新型インフルエンザ流行のため中止				
22	434	126	27	22	609

キ 事業の経過

健康福祉センターの開設に伴い、平成15年度から障害福祉課から事業移管され、健康福祉課で実施しています。

ク まとめ

市内の障害者福祉施設・障害者団体が一堂に会するイベントとして定着しており、多くの方の交流の機会になっています。

(2) 国・県主催障害者スポーツ大会参加支援事業

ア 目的

国・県の障害者スポーツ大会への参加を通じて、障害のある方の社会参加の機会を拡大し、障害者スポーツの普及、障害者の健康増進、仲間作りを推進することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

障害者自立支援法第77条（市町村の地域生活支援事業）

ウ 対象

入間市が取りまとめを行う国・県主催の障害者スポーツ大会申込者（ふれあいピック春季・秋季大会及び全国障害者スポーツ大会等）。

エ 対応者

職員

オ 内容

県が主催する「ふれあいピック」のメイン大会（春季大会・秋季大会）に関しては、市バス、庁用車で送迎し、職員が同行。それ以外の県が主催する大会に関しては、公共交通機関での移動が困難な方からの申出により、別途協議している。

国が主催する「全国障害者スポーツ大会」に関しては、入間市在住の埼玉県代表選手のうち、公共交通機関での移動が困難な方から申出があった場合、県内での行事（結団式等）への送迎を協議している。22年度に関しては、フライングディスク競技で入間市在住の代表選手が1名いたが、大会行事への送迎の依頼は無かった。

カ 実績

ふれあいピック春季大会

単位：人

区分 年度	参加者数			うち、市バス、 庁用車同乗者数
	選手	付き添い	職員	
21	11	5	2	13
22	12	9	2	21

ふれあいピック秋季大会

単位：人

区分 年度	参加者数			うち、市バス、 庁用車同乗者数
	選手	付き添い	職員	
21	5	4	2	11
22	0	0	0	0

キ 事業の経過

国・県が主催する障害者スポーツの大会に関しては、障害者の社会参加を支援するために、健康福祉センター開設以前から市として送迎を行っています。22年度ふれあいピック秋季大会は「元気な入間 障害者スポーツ大会」と同日に開催されたため、入間市からの参加はありませんでした。

ク まとめ

送迎がないと参加が困難な方が多く、社会参加、健康増進、仲間作りを促進する意味でも支援の必要性は高いと思われます。

(3) 障害者スポーツ教室・大会開催事業

1 障害者フライングディスク教室・大会

ア 目的

障害のある方の健康増進・体力維持を目的とする。併せて、市民ボランティアの協力を得ることにより、地域住民との交流を強化することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

障害者自立支援法第77条（市町村の地域生活支援事業）

ウ 対象

市内在住、在勤、在学で、健康状態が良好な障害のある方。

エ 対応者

職員（障害福祉課・体育課含む）

オ 内容

日ごろスポーツをする機会のない方でも比較的簡単に取り組める「フライングディスク」の教室・大会を実施している。

カ 実績

(ア) フライングディスク教室（全2回）

単位：人

区分 年度	選手	協力ボランティア				職員	合計
		公募ボランティア	民生・児童委員	体育指導員	中学生		
21	57	20	6	11	11	12	117
22	67	15	0	5	0	12	99

(イ) フライングディスク大会

単位：人

区分 年度	選手	協力ボランティア				職員	合計
		公募ボランティア	民生・児童委員	体育指導員	中学生		
21	89	16	35	6	14	8	168
22	127	23	0	7	11	12	180

キ 事業の経過

健康福祉センターの開設に伴い、平成15年度から障害福祉課より事業移管され、毎年、健康福祉課で実施しています。重度の障害者でも取り組みやすいスポーツとして、「フライングディスク」を取り入れ、市内作業所・障害者団体の中には、この教室・大会を目指して練習しているところもあります。22年度の民生・児童委員は、会議等と日程が重なり不参加となっています。

ク まとめ

障害のある方の健康増進・社会参加の場であるとともに、地域住民との相互の交流の場にもなっています。また、毎年、向原中学校ボランティア委員会の参加

もあり、世代間交流の場にもなっています。

2 障害者ボッチャ体験教室・交流大会

ア 目的

障害のある方の健康増進・体力維持を目的とする。

イ 根拠・関連法令

障害者自立支援法第77条（市町村の地域生活支援事業）

ウ 対象

市内在住、在勤、在学で、健康状態が良好な障害のある方。

エ 対応者

職員

オ 内容

22年度、重度の障害がある方でも比較的簡単に取り組める「ボッチャ」の教室・大会を実施した。埼玉県障害者スポーツ協会から講師を、障害者スポーツ指導者協議会から運営スタッフの派遣協力をいただいている。

カ 実績

(ア) ボッチャ体験教室

単位：人

区分 年度	選手	協力者		職員	合計
		埼玉県障害者スポーツ協会	障害者スポーツ指導者協議会		
22	34	2	7	6	49

(イ) ボッチャ交流大会

単位：人

区分 年度	選手	協力者		職員	合計
		埼玉県障害者スポーツ協会	障害者スポーツ指導者協議会		
22	36	3	13	6	58

キ 事業の経過

重度の障害者でも取り組みやすいスポーツとして、「ボッチャ」を取り入れました。ボールを転がすことができれば参加できる簡単なスポーツですが、パラリンピックの正式種目でもあり、専門のスタッフの協力を仰いで実施しています。

ク まとめ

障害のある方の健康増進・社会参加の場の提供として、教室・大会を開催しました。「ボッチャ」自体の認知度がまだ低いため、市内障害者福祉施設等へのPRも行っていきます。

(4) 障害者文化活動支援事業

ア 目的

文化活動を通して自己表現・自己実現・社会参加の機会を提供し、障害者に対する市民の理解を深め、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進することを目的とする

イ 根拠・関連法令

障害者自立支援法第77条（市町村の地域生活支援事業）

ウ 対応者

職員

エ 内容

- ①健康福祉センターまつりでの「障害のある方の作品展」
障害のある人が制作した手芸や陶芸、絵画、工芸等の作品展示。
- ②元気な入間障害者スポーツ大会での「大会周知用ポスター掲載作品展」
障害のない方も出品できる。大会当日に全応募作品を会場に掲示し、投票により次年度大会周知用ポスターの掲載作品を決定。
- ③情報提供（関東近郊の障害者の作品展・展示会・美術展など）

オ 実績

①健康福祉センターまつりでの出品数

年度	出品数
21	48
22	53

②元気な入間障害者スポーツ大会での出品数

年度	出品数
21	スポーツ大会中止
22	63

カ 事業の経過

- ①第3回健康福祉センターまつり（平成18年3月）から開始しました。まつりの実行委員（市民）と市職員との協働で実施しています。
- ②第30回元気な入間障害者スポーツ大会（平成18年10月）から開始しました。大会実行委員（市民）と市職員との協働で実施しています。

キ まとめ

障害のある方の社会参加に寄与するとともに、作品展を通じて、「作る喜び」「見せる喜び」を感じていただく機会にもなっています。

また、市民に障害や障害のある方への理解を深めていただくきっかけ作りも目標としています。

3 障害者・高齢者自立支援事業

(1) 随時相談

ア 目的

高齢者・障害者に関する相談、健康づくりに関する相談を受け、市民がより健康で自立した生活を送れるように支援することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第17条

精神保健福祉法第47条

老人福祉法第5条4項

ウ 対応者

保健師、精神保健福祉士、管理栄養士、社会福祉士、健康運動指導士、健康運動実践指導者、事務職員

エ 内容

初期相談・・・対象者から身体的、精神的な相談があった場合に、電話、来所にて対応

継続相談・・・初期相談後、継続的に支援が必要だと判断した場合に、電話、来所、訪問にて対応

オ 実績

単位：人

区分 年度	電 話		来 所		訪 問		合 計	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
21	273	505	148	270	21	81	442	856
22	243	450	150	277	29	115	422	842

カ 事業の経過

平成15年度の健康福祉センターの開設以降、成人保健に関する相談については健康管理課と健康福祉課の両課で対応してきました。両課で協議の結果、平成17年度からは相談の内容について各課で分担し、相談に対応していくことになりました。

現在は、健康福祉課保健師が地区担当制にて相談に応じ、他職種と連携を図りながら対応しています。また、精神保健福祉士、管理栄養士、社会福祉士、健康運動指導士、健康運動実践指導者においても、個別に相談に応じています。

キ まとめ

市民からの相談には、内容を限定せず幅広く対応しています。相談件数では、精神保健に関する内容が大半を占めています。再相談件数が多いことから、継続的な支援につながる大切な相談の機会となっています。

また、別掲の「専門医によるこころの健康相談」や「リハビリテーション相談」などで医師や療法士への相談が可能のため、必要に応じて連携を図りながら対応

しています。

(2) 専門医によるこころの健康相談

ア 目的

精神的問題を抱える市民及びその家族に対して、精神科医による専門的助言を図り、市民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法第47条

ウ 対応者

医師（嘱託）、保健師、精神保健福祉士

エ 内容

月1回の相談日を設け、ストレスなどによる悩みや不安がある方が、精神科を受診するまでの経過として、病気かどうかの見立て、受診についての助言等を精神科の医師に相談することにより、今後の方向性を見出す。

オ 実績

区分 年度	実施回数（回）	相談件数（件）
21	11	20
22	9	15

カ 事業の経過

平成17年度まで旧狭山保健所管内地域精神保健福祉推進協議会の負担金で運営。平成18年度から市単独事業として実施しています。

3月は地震の影響のため中止しました。

キ まとめ

専門医がじっくりと話をうかがうとともに、医学的な見立てにより、疾病の早期発見、早期治療を促すことで、市民のこころの健康保持につながっています。

季節性で申し込みが多い時期と少ない時期がありますが、需要はいつもあるものです。

(3) リハビリテーション相談

ア 目的

リハビリテーション専門職による相談と適切なアドバイスを行うことにより、身体機能の低下がある方の自立を助け、地域でいきいきと生活できるように支援することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法（第17条：市町村における生活習慣相談等の実施）
 地域保健法（基本理念）

ウ 対象

障害や疾患、加齢による身体機能の低下などがある方とその家族

エ 対応者

理学療法士、作業療法士、保健師

オ 内容

月1回、下記の相談内容を個別で対応する。

- ・日常生活動作や外出、家事動作に関する相談
- ・高次脳機能障害の相談
- ・関節症などの疾患のある方の運動方法・対処方法の相談
- ・福祉用具、自助具、住宅改修に関する相談
- ・介護者への介護方法の指導
- ・適切な訓練機関、病院、介護保険等の情報提供

カ 実績

年度 \ 区分	実施回数（回）	相談件数（件）
21	12	20
22	11	23

キ 事業の経過

老人保健法による機能訓練の中で個別相談を実施していましたが、介護保険法の充実により対象者が減少したため、平成17年度までで機能訓練は終了し、個別相談のみ「リハビリテーション相談」として実施しています。

3月は地震の影響のため中止しました。

ク まとめ

日常生活の工夫や注意点、家でのリハビリの方法などの相談を個別で行うことにより、自宅でのリハビリテーションの充実につながります。単発での相談のため、継続できるリハビリのための事業ではない点について、事業名を変更するなどの今後の対応が必要です。

(4) 精神保健カンファレンス

ア 目的

メンタルヘルス、精神疾患、精神障害に関する相談事例について、精神科医等の助言を受け保健所や関係機関と検討することにより、適切な援助に寄与するとともに市職員の相談技術の向上を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法第47条

ウ 対象

健康福祉センター職員（保健師、精神保健福祉士等）福祉部職員、関係機関の職員

エ 対応者

狭山保健所技術協力医、精神保健福祉士

オ 内容

事例検討を行う。精神科医等が医学的視点から支援等の助言を行い、支援の方向性を見出す。

カ 実績

単位：人

区分 年度	回数	事例検討数 (件)	参加者 合計	参加者内訳		
				講師	職員	その他 (保健所、関係機関等)
21	6	12	71	6	45	20
22	6	9	63	6	40	17

キ 事業の経過

精神保健に関する困難事例の助言と対応技術の向上のための埼玉県技術協力医制度を使い、この事業を運営してきましたが、県の技術協力医制度が廃止されたため、平成19年度より市単独事業として実施しています。

ク まとめ

精神科医等のスーパーバイズを受けることにより、事例を多面的にとらえることが可能となり、職員の相談技術向上につながっています。また、関係機関、部課と情報を共有することにより、互いに協力、連携し、各機関の機能に沿って援助の質を高めることができます。

(5) 精神保健福祉担当者連絡会議

ア 目的

精神保健福祉事業・活動・困難事例等の検討により、適切な精神保健福祉サービスを提供できるよう調整を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

所沢保健所精神保健担当職員、健康福祉課相談担当職員、障害福祉課精神保健担当職員

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士

オ 内容

- ・ 困難事例（近隣苦情を含む）の検討、対応の確認
- ・ 精神保健福祉事業、制度の情報交換
- ・ 入間市の精神保健福祉分野における、その他の事項について検討

カ 実績

単位：人

区分 年度	実施回数 (回)	健康福祉課 (延べ)	障害福祉課 (延べ)	保健所等 (延べ)	合 計
2 1	6	3 2	6	1 0	4 8
2 2	4	2 0	4	4	2 8

キ 事業の経過

平成14年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正により、精神保健福祉業務の一部が県より移譲され実施しています。

22年度は、緊急対応などでスタッフが集まれず、中止となることが2回ありました。

ク まとめ

会議を行うことにより、各機関の精神保健福祉事業や制度に関する情報を収集することができ、保健所からの技術支援も受けることができます。また、困難事例の検討により、連携し一貫性のある援助方針を持つことができます。

(6) 精神保健福祉相談技術研修事業

ア 目的

新しい法制度の施行や改正（障害者自立支援法、障害者雇用促進法の改正、自殺対策基本法など）など、精神保健福祉を取り巻く環境が大きく変化している。市民の精神的健康の保持、精神疾患の早期発見・治療、回復途上にある精神障害のある市民の社会復帰、社会参加、自立と就労を促進させていくため、正しい知識や情報を理解し、適切な対応がとれるよう相談技術の向上を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

市職員（保健師、精神保健福祉士、その他相談担当職員）、関係機関の職員、民生児童委員、ボランティア

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士

オ 内容

区分 年度	内 容	対 象	講 師
2 1	第 1 回：「地域における『相談』の受け方」 第 2 回：「困難事例に対応するスキル」	民生児童委員・ボランティア 市職員・関係機関の職員	元 自殺予防いのちの電話 研修担当 千代窪和子氏 辰巳洋子 氏
2 2	第 1 回：「つながろう人と つなごう気持ちを」～地域での相談力アップを目指して～ 第 2 回：同上	市職員 民生児童委員・ボランティア	元 自殺予防いのちの電話 研修担当 千代窪和子氏 辰巳洋子氏

カ 実績 単位：人

区分 年度	参加者総数
2 1	4 8
2 2	5 2

キ 事業の経過

平成 1 5 年から「こころの健康と福祉相談（技術研修）」として、市職員を対象に研修を実施していましたが、1 8・1 9 年度は実施せず、新たな法制度の改正もあり、職員の資質向上が必要であると考え、2 0 年度から事業を新たに開始したものです。

ク まとめ

平成 1 8 年に自殺対策基本法が施行され、平成 2 0～2 1 年度は新たな社会問題として取り上げられている自殺をテーマに庁内、関係機関の職員、民生・児童委員及びボランティアを対象として実施しました。今後も、精神保健福祉の相談技術の向上のため、相談職の研修機会を設けることは重要であると考えます。

(7) 精神障害者地域生活支援事業 ソーシャルクラブ「いるまびあ」

ア 目的

地域で生活する精神障害者の生活圏の拡大、仲間づくり、種々の生活体験の一環として、精神障害者が安心して集える場を提供し、グループ活動等を通して、

社会的自立の促進を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

回復期、慢性期の病状が安定している在宅精神障害者

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士、社会福祉士、事務職員

オ 内容

社会生活技能の向上及び対人関係能力の改善。仲間づくりを図るため、話し合い、スポーツ、料理、レクリエーション、創作活動、社会技能訓練等のグループ活動を第1、2、4水曜日に健康福祉センターにて実施している。さらに、利用者の生活、就労の相談などの個別支援等も併せて行っている。また、メンバー間の交流だけでなく、精神保健ボランティアに毎回参加してもらうことや作業所見学を行うことなどで地域との交流も取り入れている。

カ 実績

単位：人

区分 年度	実施回数 (回)	参加者 (実人数)	参加者 (延べ)	見学者 (実人数)	見学者 (延べ)	ボランティア (延べ)
21	33	7	139	8	43	36
22	34	8	179	10	61	35

キ 事業の経過

平成14年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正により、精神保健福祉業務の一部が県から市町村に移譲されました。狭山保健所で行っていた「ピアクラブ」を引き継ぎ、平成15年度からソーシャルクラブ「いるまびあ」を開始しました。

3月は地震の影響のため1回中止しました。

ク まとめ

利用期間を設けていること、また、半年ごとに振り返りと目標設定の面接を行うことでメンバーにとって次のステップへの意識付けとなり、修了者のつどいや自主グループなどの活動、又は地域の作業所への移行などにつながっています。

(8) 精神障害者地域生活支援事業 ソーシャルクラブ「びあサークル」

ア 目的

ソーシャルクラブ「いるまびあ」修了者がその後も安心して主体的に活動できる場を提供し、修了者がグループ運営、自主活動を通じて、社会経験を広げることにより、社会的自立の促進を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

ソーシャルクラブ「いるまぴあ」を修了した方

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士、社会福祉士、事務職員

オ 内容

修了者自身でスポーツや創作活動などのプログラムを計画し、必要な役割をそれぞれが担いながらグループ活動を行っている。毎月第3水曜日に健康福祉センターで実施している。

カ 実績

単位：人

区分 年度	実施回数 (回)	参加者	参加者 (延べ)	見学者	見学者 (延べ)	ボランティア (延べ)
2 1	1 3	1 4	9 3	2	2	1 4
2 2	1 1	1 5	8 3	0	0	1 1

キ 事業の経過

ソーシャルクラブ「いるまぴあ」修了者のつどいの場として、平成18年4月～6月の試行期間を経て、平成18年7月に正式に事業化しました。

3月は地震の影響のため中止しました。

ク まとめ

メンバーの自主性を尊重しながら、グループ活動等を通して社会的自立の促進を図っています。ソーシャルクラブ修了者が安心して集まって交流を図れる場であり、また、職員や他のメンバーに日ごろの悩みなどを相談できる場となっています。

(9) 精神障害者地域生活支援事業 ソーシャルクラブ「家族の集い」

ア 目的

ソーシャルクラブに参加しているメンバーの家族同士が情報交換をし、交流を深め、日ごろの悩みなどを語り合い、分かち合うことで共に支え合うことを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

ソーシャルクラブに参加しているメンバーの家族

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士、社会福祉士

オ 内容

情報交換、分かち合い、学習会やソーシャルクラブのプログラム体験などを、奇数月第2火曜日に健康福祉センターで実施。

カ 実績

単位：人

年度 \ 区分	実施回数（回）	参加者	参加者(延べ)
21	6	14	52
22	6	10	45

キ 事業の経過

平成15年度は家族支援を不定期に行っていましたが、平成16年度から「家族のつどい」を定期事業として実施（隔月1回）しています。

ク まとめ

スタッフからソーシャルクラブのメンバーの参加状況を伝え、家族から家庭での様子を聞くことにより、家族同士の交流の場だけでなく、家族とスタッフとの情報交換の場ともなっています。また、家族の希望を取り入れながら活動内容を決定し、ソーシャルクラブのプログラム体験や福祉施設の視察、家族のための健康講座などを行っています。

(10) 精神疾患の家族教室

ア 目的

精神疾患（統合失調症）の家族が、病気の正しい理解と家族の対応方法を学び精神疾患の再発予防を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法第46条、第47条4項、第49条、地域保健法（基本指針）

ウ 対象

市内在住の精神疾患を持つ方の家族

エ 対応者

健康福祉課職員（保健師、精神保健福祉士）

障害福祉課職員（保健師、精神保健福祉士）

オ 内容

精神疾患に関する知識の習得と、疾患のある方への対応方法についての講義や演習。また、精神疾患のある方の家族同士の交流を深める。年1回コース。

平成22年度プログラム

	タイトル	講師
1	<公開講座>「統合失調症ってなんだろう」 ～病気の理解と対応～	入間平井クリニック 精神科医 平井茂夫 氏

2	「家族は治療のサポーター」 ～家族のためのSST（生活技能訓練）講座～	埼玉SST研究会代表 佐藤珠江氏
3	「回復への道のり」 ～当事者からのメッセージ～ 「家族交流会」 ～一人で悩まないで分かち合おう～	当事者 ゆずり葉の会 入間市精神障害研究会 健康福祉課職員

カ 実績

単位：人

区分 年度	実施日数（日）	参加者	参加者（延べ）
21	4	57	143
22	3	122	163

キ 事業の経過

平成21年度 精神科医師、病院職員、施設職員、家族会、当事者の協力を得て、4日間コースで実施しました。

平成22年度は精神科医師、病院職員、当事者と家族会、障害福祉課職員の協力を得て3日間コースにし、一般の市民にも呼びかけ、前年度より広く多くの方々に病気の知識を広げることができました。

ク まとめ

家族や一般市民が病気や障害についての正しい知識と理解を得ることで、精神疾患の早期発見や再発を予防することができます。また、精神科医や病院職員などの講義を聴講することにより、更なる知識と理解を深めることができます。

(11) うつ支援事業

ア 目的

市民にうつ病に関する正しい知識の普及啓発を行なうと同時に当事者・家族が病気に対する正しい知識の理解をすることにより、早期発見・再発防止・自殺予防を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

市民・当事者・当事者の家族・関係機関の職員

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士

オ 内容

講演会

区分 年度	テーマ	講師
21	12月5日(土) 「うつ病」について	防衛医科大学校病院 副院長 精神医学講座教授 野村総一郎先生

講義・家族の集い（グループワーク）・広報での普及啓発

区分 年度	実施回数	日時	内容
21	第1回	12月18日(金)	家族講座
	第2回	2月26日(金)	家族のつどい
22	第1回	11月18日(木)	家族講座
	第2回	12月2日(木)	家族講座

カ 実績

単位：人

区分 年度	実施内容	参加者総数	その他(職員等)
21	講演会	152	9
	家族のつどい(第1回)	41	6
	家族のつどい(第2回)	5	2
22	家族講座(第1回)	30	5
	家族講座(第2回)	23	4

キ 事業の経過

うつ病は早期に発見し、適切な治療を行うことで回復する病気であり、家族や周囲が適切な対応を学ぶことにより、再発防止とともに自殺予防につながります。

今までは、メンタルヘルス講演会でのうつの普及啓発の機会がありませんでしたが、うつへの普及啓発の充実を図るため平成21年度より事業化しました。

ク まとめ

うつの当事者にとって、最も身近な家族が対応方法を学ぶことによって、うつの再発予防の一環に資することから家族を対象にうつ講座を開きました。

しかし、個別の状況は様々であることから、まずは一般市民向けに、うつへの理解が深まるような内容に立ちかえる必要性があります。

(12) 高次脳機能障害者支援事業

ア 目的

脳損傷に起因する高次脳機能障害（記憶障害・注意障害・遂行機能障害・社会

的行動障害などの行政的に支援が必要な高次脳機能障害)は、社会的な認知度が低く、リハビリテーション・生活支援等の社会的サービスが確立されていないため、日常生活や社会生活へ適応することが困難であるのが現状である。高次脳機能障害についての普及啓発のために講座を開催するとともに、障害のある方やその家族が集う場を持つことによって、グループ活動や支援を通じて地域でよりいきいきと生活できるように支援していくことを目的とする。

イ 根拠・関連法令

地域保健法（基本理念）・障害者自立支援法・埼玉県障害者支援計画

ウ 対象

講演会：市民・当事者・当事者の家族・関係機関の職員

家族の集い：当事者の家族

当事者の集い：当事者と家族

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士

オ 内容

講演会・当事者の集い・家族の集い（グループワーク）

区分 年度	日 時		内 容
2 1	講 座	6月27日（土）	別掲 福祉講演会参照
		7月11日（土）	家族のつどい
	当事者・家族のつどい		月1回
2 2	講 座	6月19日（土）	講演会「高次脳機能障害者の社会復帰に向けて／当事者・家族の体験談」 講師：埼玉県総合リハビリテーションセンター地域支援担当相談員 魚谷かおり氏
		7月3日（土）	家族のつどい
	当事者・家族のつどい		月1回

カ 実績

単位：人

区分 年度	内容	参加者総数	その他（職員等）
2 1	講演会	別掲 福祉講演会参照	
	家族の集い	1 1	6
2 2	講演会	3 4	9
	家族の集い	1 3	5
	当事者・家族の集い	1 6	4 4

キ 事業の経過

従来から老人保健法による機能訓練事業を行ってきましたが、介護保険法による介護サービスが充実したことにより、機能訓練事業の参加者が減少し、平成18年にA型機能訓練事業（言語リハビリ教室）を休止、機能訓練事業の内容を見直しました。その結果、平成20年度から社会制度の狭間にあつて支援がまだ不十分な高次脳機能障害者への支援を行うこととなりました。

3月の当事者・家族の集いは地震の影響のため中止しました。

ク まとめ

高次脳機能障害の普及啓発と、当事者・家族の支援へつなげるため、毎年講座を開催していますが、依然社会的サポートが少ない現状のため、今後も当事者支援と併せて、家族の精神的な支援をより充実させて行っていく予定です。

(13) 自主グループ支援事業

ア 目的

健康福祉センターでの事業が終了しても継続して活動を行うことが望ましいグループを側面的に支援し、自主的な活動が円滑に行えるようにしていくことを目的とする。

イ 根拠・関連法令

社会福祉法第4条、第6条

ウ 対象

健康福祉センターでの事業修了者などで自主的にグループを作り、今後も活動することを考えている方（当事者、家族、ボランティア）。

エ 対応者

社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、管理栄養士、健康運動指導士、健康運動実践指導者、事務職員

オ 内容

グループを立ち上げる段階から職員が協働し、将来的にはメンバーだけでグループ運営ができるように側面から支援している。その後もグループの運営上の相談などに応じている。

カ 実績

現在、機能訓練事業（平成17年で休止）修了者の4グループと精神障害者地域生活支援事業修了者の1グループを支援しています。

キ 事業の経過

「入間青空の会」

旧保健センターでの機能訓練事業の修了者のグループ。月2回健康福祉センターや公民館にてボール蹴りなどの軽い運動を計画して活動しています。

「ふれあい会」

平成14年度の機能訓練事業の修了生のグループ。月1回健康福祉センターや公民館等にて活動しています。

「アフタヌーンぴあ」

平成15年度の精神障害者地域生活支援事業（ソーシャルクラブ）の修了者のグループ。週1回健康福祉センターや他の場所にて、スポーツなどのプログラムを計画して行っています。

「入間言葉の会ひばり」

平成16年度の機能訓練事業（言語コース）修了生のグループ。月1回センターで活動しています。年に4回言語療法士による言語訓練を行っています。調理実習などのプログラムも取り入れながら活動しています。

「めだかⅡ」

平成17年度の機能訓練事業の修了生のグループ。月2回健康福祉センターで活動しています。ボランティアの力を借りながら、レクリエーションや調理実習などを計画し活動しています。

「FC入間ゴールズ」

平成20年度の「知的障害児・者サッカー教室」の修了生のグループ。月2回黒須市民運動場でサッカーを中心に活動しています。県内のサッカーの大会に参加する他、季節行事等のレクリエーションも行っています。

ク まとめ

事業が終了しても継続して集まることで、障害者や高齢者などの仲間づくり、居場所づくりの場となっています。

ボランティアの協力で自主的に活動できるようになってきており、職員は主に相談窓口として関わったり、参加対象となる事業への参加をお願いしたりしています。

しかし、グループメンバーの高齢化や固定化により活動が難しくなり、会自体の存続が問題化してきているグループもあるため、今後職員がどのようにかかわっていくべきなのか、グループごとに検討していくことが必要だと思われます。

また、新たなボランティアの発掘が急務となっています。

（14）障害児・者のための教室・講座

ア 目的

パソコン、料理、スポーツなどの活動を用いて、障害がある方の余暇活動、社会参加の支援を行うことを目的とする。

イ 根拠・関連法令

障害者自立支援法第77条（市町村の地域生活支援事業）

ウ 対象

障害のある市民とその介助者

エ 対応者

職員、ボランティア

オ 内容

講師の指導により、教室、講座形式で実施。

平成21年度 バレンタインチョコレートづくり

平成22年度 革細工教室（革のストラップ・ブレスレットを作ろう）

カ 実績 単位：人

年度	参加者数
21	15
22	14

キ 事業の経過

障害児・者の社会参加の機会になることを目的に、平成16年度から毎年1回開催しています。

ク まとめ

スポーツ事業は比較的人数も集まりやすい傾向にありますが、幅広い障害児・者に参加していただけるように、文化・芸術系の事業に関してもニーズの把握を行っていきます。

また、今回は市内小・中学校の特別支援学級へも案内をし、3人の小・中学生にご参加いただきました。今後も新たな層にご参加いただけるよう事業展開を行います。

(15) メンタルヘルス講演会

ア 目的

市民や精神保健福祉関係者を対象として、精神障害に関する正しい知識の普及啓発活動を行うことで、市民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

地域保健法（基本指針）、精神保健福祉法第3条

ウ 対応者

保健師、精神保健福祉士、社会福祉士

エ 内容

区分 年度	テーマ	講師
21	「大人の発達障害」 ～正しい理解と関わり方～	埼玉県発達障害者支援センター 「まほろば」所長 藤平俊幸氏

22	「抑うつ気分よさようなら」 ～あなたのこころぐせ変えてみま せんか～	(株) ビヨンドザボーダー代表 精神保健福祉士 安藤亘氏
----	--	---------------------------------

オ 実績 単位：人

区分 年度	参加者
21	160
22	90

カ 事業の経過

この講演会は、精神障害に関する正しい知識の普及啓発として、狭山市・入間市地域精神保健福祉推進協議会の主催、入間市の主管により開催しています。

協議会は、「地域ぐるみ」で精神障害について正しい知識の普及啓発等を図り、同時に精神障害の自立と社会参加を推進することを目的として平成12年から活動しています。

キ まとめ

市民に向けたメンタルヘルスに関する普及啓発活動の場であり、精神障害についての理解を推進する場にもなっています。

(16) 福祉講演会

ア 目的

地域福祉の向上や障害又は障害者に対する理解を深め、誰もがその人らしく住み慣れた地域で暮らせる地域づくりを促進することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

社会福祉法第89条

ウ 対応者

職員

エ 内容

区分 年度	テーマ	講師
21	「高次脳機能障害ってなんだろう～高次脳機能障害の理解と対応について～」	国立成育医療センター リハビリテーション科 医長 橋本圭司 氏
22	「全盲先生講演会 ～生きる力をたくさんの人に伝えたい～」	埼玉県秩父郡長瀨町立 長瀨中学校 教諭 新井淑則 氏

オ 実績 単位：人

年度	参加者
21	91
22	118

カ 事業の経過

ノーマライゼーションの普及や地域福祉の啓発の一環として、平成16年から毎年福祉的なテーマを設定し開催しています。要約筆記や手話通訳も配置し、誰もが参加しやすい講演会を心がけています。テーマによっては保育の希望があり、過去2回実施しました。

キ まとめ

市民に向けた地域福祉に関する普及啓発の場であると同時に、市民に障害の理解を推進する場にもなっています。

また、毎回来場者へのアンケートを実施しており、「講師評価」「講演会の満足度」は毎回高い評価を受けています。アンケート項目「希望する次年度のテーマ」での意見をもとに、次年度の講演会のテーマを検討していきます。

(17) 自殺対策事業

ア 目的

自殺者が全国で3万人を超える状況が続いている中、自殺予防に関する正しい理解の普及・啓発を進めるとともに、相談体制の充実を図り、自殺対策を推進することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

自殺対策基本法第4条

埼玉県自殺総合対策実施計画

ウ 対象

市民、職員、関係機関、事業者等

エ 対応者

健康福祉課職員、自殺対策関連各課職員、ボランティア

オ 内容・実績

- ・普及啓発（広報いるまでの特集ページ、本庁舎・公民館でのパネル展示）
- ・講演会

日時	内容	参加者
9月4日（土）	「ぐっすり眠れていますか？」 ～見逃さないで！うつ病のサイン～ 講師：平沢記念病院副院長 井川 真理子 氏	88人

10月22日(金)	「地域で取り組む生きる支援」 ～自殺のない社会を目指して～ 講師：NPO 法人ライフリンク代表 清水 康之 氏	88人
2月19日(土)	「つながれない男たち」 ～男と女はどうちがう？～ 講師：ヘルスプロモーション代表 岩室 紳也 氏	111人

・自殺予防週間街頭キャンペーン

日 時・場所		啓発用品の配布実績
9月10日(金)	入間市駅 午前7時30～8時30分	ティッシュ750個 小冊子750部
	入間市役所 午前9時～10時	
9月11日(土)	産業文化センター 午後1時～2時	ティッシュ1,250個
	丸広百貨店 午後3時～4時	
9月13日(月)	武蔵藤沢駅 午前7時30～8時30分	ティッシュ1,000個 小冊子1,000部
9月16日(木)	入間市駅 午後6時～7時	ティッシュ1,000個

カ 事業の経過

平成18年に自殺対策基本法が施行され、平成19年6月に自殺総合対策大綱が閣議決定されました。埼玉県においては、平成19年2月に埼玉県自殺対策連絡協議会が設置され、平成20年9月には「埼玉県自殺対策推進ガイドライン」が策定されました。市では、平成21年9月1日に「入間市自殺対策庁内連絡会議」を設置し、9月15日に第1回会議を開催しました。平成22年度は埼玉県自殺対策緊急強化基金を活用し、事業を行いました。

キ まとめ

市民に一番身近な地方公共団体として入間市における自殺対策に関する施策を効果的かつ総合的に実施するため、庁内自殺対策関連各課と連携を図り、自殺予防に関する正しい理解の普及・啓発、相談体制の充実、うつや精神障害者へのアプローチなどの事業を継続して実施していきます。

(18) 発達障害者支援事業

ア 目的

発達障害に関する知識の普及啓発を行うことにより、精神疾患等の二次障害の

予防や社会参加の促進を目的とする。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法第46条・47条4項・49条・地域保健法（基本指針）

ウ 対象

第1回：市民

第2回：当事者・当事者の家族・関係機関の職員

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士、社会福祉士

オ 内容

講演会

区分 年度	日時	内容
22	第1回 12月9日（木）	「発達障害者の就労支援」 講師：埼玉障害者職業センター 主任障害者職業カウンセラー 山科 正寿 氏
	第2回 12月17日（金）	「就労体験者（当事者）の声を聞く」 講師：埼玉障害者職業センター 主任障害者職業カウンセラー 山科 正寿 氏 共栄繊維株式会社 代表取締役社長 矢崎 淳 氏 親の会「麦」 事務局 矢崎 弘美 氏

カ 実績

単位：人

区分 年度	内容	参加者総数	その他（職員等）
22	講演会（第1回）	37	4
	講演会（第2回）	27	3

キ 事業の経過

発達障害が基礎にあり、二次障害として精神疾患を引き起こしている相談者が目立ってきたことや民生委員から発達障害に関する勉強会の要請があったこと、

また、平成21年度メンタルヘルス講演会にて「大人の発達障害」をテーマに開催したところ、多数の参加があったことなどから、今後、よりいっそうの支援の必要性がうかがえ、平成22年度より事業化しました。

ク まとめ

体験談を望む家族が多く、今後も当事者や家族の話を聞くことができる場や既存団体との交流の場をつくっていく必要があると考えます。

4 発達支援事業

(1) 発達支援事業「元気キッズ」

ア 目的

障害のある、又は発達に遅れのある児童及びその保護者に対し、児童の健全な育成と福祉の増進を図る。

イ 根拠・関連法令

児童福祉法、発達障害者支援法、入間市発達支援事業実施要綱

ウ 対象

市内に在住する発達に遅れのある小学校就学前の児童及びその保護者で、保護者と伴に通える者。

エ 対応者

保育士、看護師、臨床心理士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、音楽療法士、事務職員

オ 内容

- ・ 児童の日常生活における基本的動作の指導に関すること
- ・ 児童の集団生活への適応訓練に関すること
- ・ 保護者への相談及び支援に関すること

遊びを通して人とのかかわりを育て、自立に向けた支援など児童の発達を促す支援を行っています。

カ 実績

利用児童数

単位：人

区 分	年 度	
	2 1	2 2
元気キッズのみに通う通園利用	1 2	1 4
幼稚園・保育所(園)に通う併用利用	(在籍)	2 2
	(個別の相談)	1 0
合 計	4 4	4 7

キ 事業の経過

平成14年度まで、児童福祉課所管の幼児療育相談室「のびのび教室」とし

て保護者に対する療育相談を中心に実施していた事業を、平成15年度から健康福祉センター内に活動拠点を移し、児童の発達に関する支援に重きをおいた発達支援事業「元気キッズ」として、親子支援課所管にて新たに始めました。

平成18年度までは、「のびのび教室」に引き続き、保育所に通う児童の担当保育士が、障害児保育の研修として事業に参加していましたが、利用児童の変化に伴い、平成19年度から児童のニーズに応じたクラス編成を行い、また、元気キッズ保育士が臨床心理士と共に在席児の通園先施設を訪問し、子ども集団の場への支援を行いました。

ク まとめ

母子保健担当の健診事業との連携により、障害の早期発見、早期支援が充実される傾向にあります。また障害の程度は多様化し、より継続した支援が必要な親子がかかわってくるケースが多くなっています。

保護者の悩みや負担は大きく、状況に応じた適切な対応ができるような相談体制作りが今後の課題となっています。